令和3年小田原市議会9月定例会議案 (議案及び議案説明資料 議案第71号)

令和 3 年 9 月 1 日提出

次

○条例議案

議案第71号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例……1

○条例議案説明資料

議案第71号 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例……3

条 例 議 案

議案第71号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営 利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例(平成25年小田原市条例第29号)の一部を次のように改正する。 別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の項の規定は、令和3年8月31日までに同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和5年9月30日」とあるのは、「令和3年8月31日」とする。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴う所要の整備を行うため提 案するものであります。 条例議案説明資料

議案第71号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 等を定める条例の一部を改正する条例

[改正理由]

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

特定非営利活動法人小田原市障害者福祉協議会の解散に伴い、同法人を個人の市 民税の寄附金税額控除を受けることができる寄附金の対象から除外することとする。 (別表関係)

[適 用]

公布の日